

伊 監 第 2 1 6 号  
平成 31 年 1 月 29 日  
(2019 年)

様

伊丹市監査委員 寺田 茂晴

伊丹市監査委員 杉 一

監査結果に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づく財政援助団体等監査結果報告に対し、同条第 12 項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

記

1 監査の種別

定期監査（地方自治法第 199 条第 7 項による監査）

2 監査の対象

社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会		
健康福祉部	地域福祉室	地域・高年福祉課
	生活支援室	自立相談課

3 措置を講じた部局

健康福祉部	地域福祉室	地域・高年福祉課
-------	-------	----------

4 監査の期間

平成 30 年(2018 年)10 月 15 日～平成 30 年(2018 年)12 月 20 日

5 監査結果提出日

平成 31 年(2019 年)1 月 17 日

6 措置の内容

別紙平成 31 年(2019 年)1 月 24 日付け伊健地地第 1696 号の回答文書のとおりです。

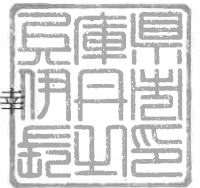


伊健地地第 1696 号  
平成 31 年 1 月 24 日  
(2019 年)

伊丹市監査委員 寺田 茂晴 様

伊丹市監査委員 杉 一 様

伊丹市長 藤原 保幸



### 監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 12 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

1 監査の対象部局

社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会

健康福祉部 地域福祉室 地域・高年福祉課

生活支援室 自立相談課

2 措置を講じた部局

健康福祉部 地域福祉室 地域・高年福祉課

3 監査の種別

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項による監査）

4 監査の期間

平成 30 年(2018 年)10 月 15 日～平成 30 年(2018 年)12 月 20 日

5 措置の内容

別紙のとおり



## 監査結果に対する措置について

健康福祉部 地域福祉室 地域・高年福祉課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 補助金について</b></p> <p><b>(1) 補助対象となる退職給付にかかる支出について</b></p> <p>社会福祉協議会運営補助のうち、退職給付にかかる支出額については、社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会職員退職手当基金の設置、管理および処分に関する規程第2条第1号に「当該年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額と前年度末の退職給付引当金との差額」を積み立てる旨が規定され、これに基づいて算定されています。</p> <p>しかし、退職給付にかかる支出である、①平成29年度末在職者にかかる退職給付引当金繰入額(29年度アップ分)、②平成29年度末退職者の退職手当と当該職員の前年度末引当金の差額(29年度アップ分)、③平成29年度途中退職者の退職手当と当該職員の前年度末引当金の差額(29年度アップ分)、④平成29年度退職者の加給分のうち、どれが平成29年度の補助対象となっているか把握できていませんでした。</p> <p>退職給付にかかる支出として補助対象となる費用を明確にしてください。</p> <p><b>(2) 退職給付にかかる支出額の確認について</b></p> <p>平成29年度は、退職給付にかかる支出額として、①平成29年度末在職者にかか</p>	<p>補助対象となる退職給付にかかる支出については、伊丹市社会福祉協議会と協議のうち、当該法人の退職給付の実態に合わせて整理をし、補助対象となる費用の明確化を図ってまいります。</p> <p>今後は、伊丹市社会福祉協議会に収支決算書とは別に退職金引当金明細書の提出を</p>

監査結果に対する措置について

健康福祉部 地域福祉室 地域・高年福祉課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>る退職給付引当金繰入額と、②平成 29 年度末退職者の退職手当と当該職員の前年度末引当金の差額、の合計を補助対象としていました。これらの補助対象額を確認するためには、退職給付引当金繰入額を確認できる資料と、対象となる職員に対して費用として支出した退職手当額を確認できる資料が必要となります。</p> <p>この補助対象額については、伊丹市社会福祉協議会から提出を受けた実績報告書である収支計算書において、退職金積立預金支出から受取利息を控除することで確認することができるとのことでした。しかし、社会福祉法人会計基準において、退職給付引当金と退職金積立預金の金額を一致させることは義務づけられていないため、退職積立預金支出の金額と退職給付引当金繰入額の額は一致するとは限りません。</p> <p>今後は、収支決算書とは別に退職給付引当金明細書等を徴取することで、繰入額や手当額の確認を確実に行ってください。</p>	<p>求め、補助対象額の確認を行います。</p>